

総務課介護保険指導室

1 指導監督業務の適切な実施について

介護サービス事業者（以下「事業者」という。）に対する指導監督については、高齢者の尊厳を保持し良質なケアが提供される体制を継続させること及び高齢者への虐待を防止することにより、介護保険制度への信頼性を維持し、制度の持続可能性を高めるための重要な役割の一翼を担っている。

制度創設以来、介護サービス事業所・施設（以下「事業所」という。）が増加するとともに、制度改正に伴うサービス種類の増加、加算等の充実とともに、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームに居宅サービス事業所が併設された事業形態の増加など、指導監督に関わる環境は変化している。

こうした変化に対応しつつ、利用者の自立支援及び尊厳の保持を図るため、指導監督業務における集団指導や実地指導をより効果的かつ効率的に実施することが求められる。

各自治体においては、指導監督の目的を踏まえ、これらに対応した機能性の高い指導監督が行えるよう、以下の事項にも留意の上、指導監督にあたっていただくようお願いしたい。

(1) 効率的な実地指導の実施について

事業所に対する実地指導については、平成 17 年度まで「介護保険施設等の指導監督について」（平成 12 年 5 月 12 日付け老発第 479 号厚生労働省老健局長通知）の「主眼事項及び着眼点」により実施することとしていたが、「主眼事項及び着眼点」は項目に沿ったチェックと指摘型指導の原因となり形骸化している等の実態を踏まえ、平成 18 年度に当該通知を改正しこれを廃止したところである。

一方で、各自治体が行う実地指導においては、旧「主眼事項及び着眼点」とは異なるが、同様のチェックが各々の方法で行われており、その量や内容は様々であるという現状があるものと認識している。

事業所数は、平成 28 年度は約 24 万事業所であり、年々増加傾向にある。

このような中で、平成 29 年度の都道府県、指定都市、中核市の実地指導の実施状況をみると、全サービスの平均で約 17.2%と、昨年度（16.9%）と比べてほぼ横ばいであるが、全国平均を大きく下回っている自治体も見受けられる。

実地指導は、各事業所における利用者の生活実態、サービス提供状況、報酬基準の適合状況等を直接確認しながら事業者の気づきを促すなど、よりよいケアの実現を図るために有効な取組みであり、厚生労働省では指定の有効期間内に最低 1 回は実施指導を行うよう助言しているところであるが、実地指導を受けない事業所が多く存在することは、ひいてはサービス利用者の不利益につながる可能性が高い。

このような観点から、各自治体にはより積極的な実地指導の実施をお願いするとともに、特に指定の有効期間内に 1 回も実地指導を行えていない自治体においては、実施計画や、実施体制などについて積極的に改善されたい。

厚生労働省においては平成 30 年度の老人保健健康増進等事業において、「実施指導の効率性の向上に資する手法等に関する調査研究」及び「実地指導における行政文書削減に関する調査研究」を行っている。

これらの調査研究結果も踏まえ、今後、以下の内容について通知の発出を予定している。

当該通知内容については、一定期間を経て自治体等アンケートを行い、さらなる改善を図ることを予定している。各自治体においては、当該通知を踏まえた指導の実施とともに、課題や改善方策についても把握願いたい。

① 実地指導の標準項目

実地指導の項目については、効果的かつ効率的な実地指導の実施に資するとともに、介護サービスの質の確保、利用者保護等の観点から重要と考えられる項目として抽出した標準的な確認項目例を示す予定である。

確認項目数は、平成 17 年度以前の項目に比べ、例えば訪問介護で約 90 項目から 40 項目程度に、介護老人福祉施設で約 140 項目から 50 項目程度に削減するなど文書量の削減に資することも目的としている。

これにより、確認しないこととなる項目も生じるが、事業所数の増加や自治体の体制充実が難しい実情を踏まえると、あらゆる項目を網羅的に確認する実地指導は困難である。確認しない項目のリスクよりも、より多くの事業所の実地指導を行うことが重要と考える。

なお、確認しないこととした項目であっても、法令等の遵守は事業者の当然の責務であり、確実に遵守すべきこと、仮に法令違反が発覚した場合には、監査・

処分等の対象となることについて集団指導等を通じて周知されたい。

また、実地指導等に当たり、確認しない項目の法令遵守について事業者の誓約を求めることも考えられる。

「参考資料3」として、現在、平成30年度老人保健健康増進等事業「実地指導における行政文書削減に関する調査研究」(国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター)において検討中の標準確認項目(案)を紹介するので、参照されたい。

② 実地指導の頻度

実地指導の頻度については、指定有効期間に最低でも1回以上実施することとしつつ、特に十分な頻度が確保できない自治体においては、過去の実地指導等において、事業運営に特に問題が認められない事業所については実地指導の頻度を緩和し、集団指導のみとすることなども検討されたい。

③ 実地指導の所要時間短縮の取り組み

標準確認項目を踏まえる等により、1事業所当たりの実地指導の所要時間をできる限り短縮するとともに、1日複数の事業所・施設の実地指導を実施するなど、頻度の向上に努められたい。

④ 同一所在地等の実地指導の同時実施

同一所在地や近隣に所在する事業所に対する実地指導については、できるだけ同日等に行うなどにより、効率性を向上されたい。

⑤ 関連する法律に基づく指導・監査等の同時実施

老人福祉法等介護保険法に関連する法律に基づく指導・監査等との合同実施については、地方自治体の担当部門間で調整を行い、事業者の状況も踏まえ、効率的な指導を行うことを一層推進されたい。

⑥ 実地指導に関する運用の標準化

実地指導の実施の際は、原則として1ヶ月前までに事業所へ通知するとともに、実地指導当日の確認が円滑に行えるよう、当日の概ねの流れをあらかじめ示されたい。

利用者に対するケアの質を確認するため、その記録等を確認する場合、その対象者は原則として3名以内とすることなども検討願いたい。

ただし、3名以上確認が必要と判断した場合はこの限りではない。

⑦ 実地指導における文書の効率的活用

- ア 実地指導において確認する書類は原則として実地指導の前年度から直近までの実績に係る書類とするなども検討願いたい。
- イ 自治体が既に保有している文書（指定時・指定更新時・変更時に提出されている文書等）は、事業所へ再提出を求めず、自治体内での共有を図られたい。
- ウ 事業所が自治体に提出する資料部数は1部とされたい。

⑧ その他

- ・各自治体においては、担当職員の主観に基づく指導や前回の実地指導の指導内容と根拠なく大きく異なる指導等がないよう、口頭助言も含め留意されたい。
- ・個々の指導対象事案について具体的な状況や理由をよく聴取し、根拠規定や指導内容の趣旨・目的等について懇切丁寧な説明を行われたい。
- ・高圧的な言動は控え、改善が必要な事項に対する指導やより良いケア等を促す助言等について、事業者との共通認識が得られるよう留意されたい。
- ・効果的な取組みを行っている場合には積極的に評価し、他の事業所へも紹介するなど、サービスの質の向上に向けた指導の方法についても工夫されたい。
- ・実地指導の際、事業所の対応者については、必ずしも当該事業所管理者等に限定することなく、実情に詳しい職員や事業所を経営する法人の労務・会計等の担当者が同席することは問題ないこと。

(2) 集団指導等の実施

集団指導は、事業者が適正なサービス提供を行うために遵守すべき制度内容の周知徹底等を図るものであるため、毎年度、所管するすべての事業所を対象に実施願いたい。

また、集団指導に当たっては、

- ・ 実地指導や監査において指摘の多かった事項
- ・ 行政処分を行った事業所がある場合には、処分の原因となった不正の概要やその要因

等について分析を行い、注意喚起を図るなど、介護保険制度の理解やサービスの

質の向上を促すとともに、不正事案等の発生の未然防止や実地指導の効率化等に資するよう、その内容や実施方法について工夫されたい。

さらに、労働関係法令違反が事業所の指定拒否や取消等の事由となる場合もあることなどから、集団指導等の実施に当たり、都道府県労働局に情報提供の上、当該都道府県労働局の職員から労働関係法令について周知する時間を設けるなどの対応をお願いしたい。

このほか、事業開始時から指定基準や報酬請求に関する理解が不十分であること等により行政処分の対象となる事例も見られるが、指定時に説明会を開催して注意事項を伝達している自治体もあるので、こうした取組みも参考に、指導監督の効率化に資する観点も考慮した対応も検討されたい。

なお、小規模な自治体等、単独の自治体のみで集団指導を行うことが困難な場合や非効率な場合は、複数自治体の合同による集団指導の実施や、都道府県が都道府県内で共通の資料を作成し支援する等、地域の実情に応じ効果的かつ効率的な対応を検討されたい。

(3) 現行の介護保険施設等実施指導マニュアルについて

今後、上記(1)の取り組みの推進に併せ、現行の介護保険施設等実地指導マニュアル(平成19年2月7日付け厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長通知「介護保険施設等実地指導マニュアルについて(通知)」)の見直しを検討することを予定しており、各自治体のご協力を依頼することもあり得るので、ご了解願いたい。

(4) 不正事案等における厳正な対応

介護保険制度における指導監督は、「介護保険施設等の指導監督について」(平成18年10月23日付け老発第1023001号厚生労働省老健局長通知)を踏まえ実施している。

当該通知では、サービスの質の確保・向上を図ることを主眼とする「指導」と、指定基準違反や不正請求等が疑われる場合に指定基準や報酬請求の内容等について挙証資料等をもとに把握し、介護保険法第5章に定められた権限を行使する「監

査」とを明確に区分している。

各自治体においては、個々の事案を踏まえて「指導」と「監査」を適切に組み合わせ、効果的な指導監督を実施していただくようお願いする。

毎年度、運営基準違反や介護報酬の不正請求、利用者への虐待行為等により、指定取消等の処分が行われているが、こうした事案は、利用者に著しい不利益が生じるのみならず、介護保険制度全体の信頼を損なうものでもある。とりわけ虐待行為は、利用者の尊厳を失わせる極めて重大な問題であり、「介護保険施設等指導指針」（以下「指導指針」という。）において、あらかじめ通知したのではサービス提供状況が確認できない場合には、事前に通知することなく実地指導を行うことも可能としている。

各自治体においては、通報、苦情等により、不正が疑われる事案を把握した場合には、的確に監査を行い、不正が確認された場合には、指定取消等の厳正な対応をお願いしたい。

指定取消等の処分を行った際には、利用者保護の観点から、代替事業者によるサービスの継続的利用が可能となるよう、関係自治体や居宅介護支援事業所等とも連携して、当該事業者に対して受け入れ先の確保を図るよう指導されたい。

また、居宅サービス事業所において不正があった場合、給付管理を行っていた居宅介護支援事業所で不正の幫助が確認され、指定取消等の処分が行われる事案も見受けられる。

このため、各市町村等においては、不正があった居宅サービス事業所の利用者の給付管理を行っていた居宅介護支援事業所において、給付管理上の問題やサービス提供に係るマネジメント上の問題がなかったか、実地指導や必要に応じて監査を実施して確認いただくようお願いしたい。

なお、最近の行政処分等に関する全国的な傾向については、資料を後掲しているので参考にされたい。

（５）高齢者向け集合住宅に関連した事業所について

サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームといった高齢者向け住まい（以下「高齢者向け集合住宅」という。）は、高齢者の多様な住まいのニーズの受け皿

として重要な役割を果たしている一方で、入居する高齢者に対して介護サービスを提供する事業所に関して様々な課題も指摘されている。このため、平成30年度予算において、これらの事業所に対する重点的な実地指導が推進されるよう、体制整備を支援する「高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業」を創設し、実施している。

平成31年度においては、居宅介護支援事業所の指定権限が、平成30年4月より都道府県から全ての市町村等に移譲されたことなどを踏まえ、介護サービスを提供する事業所に関わる居宅介護支援事業所への指導体制の強化を充実させるため、当該補助金の補助対象について、都道府県、指定都市、中核市に加え、一般市町村まで拡大し、実施することとしている。

実施要綱等の詳細は別途お知らせすることとしているので、本事業の積極的な活用について検討をお願いしたい。

[事業概要]

- ・ 高齢者向け集合住宅の入居者に介護サービスを提供している事業所に対して重点的に実地指導が行われるよう、それらに要する経費を補助
- ・ 定額の国庫補助（1自治体あたり300万円を想定）
- ・ 事業の全部もしくは一部を指定都道府県事務受託法人又は指定市町村事務受託法人へ委託可能

(6) 指導監督の実施における留意点について

① 関係機関への通報等

近年、有期契約労働者やパートタイム労働者、派遣労働者といった非正規雇用労働者は増加しており、事業所においてもそのような雇用状況にあるところもある。

しかしながら、基本給、賞与等に不合理な差や、通勤手当の支給がない等、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の雇用上の待遇差があり、これらの要因が事業所における安定した介護サービスを提供することへの弊害となることもあり得る。介護サービスを担う事業所職員が安心して従事するためには、労働関

係法令に基づく労働条件が確保される必要がある。

「働き方改革関連法」によるパートタイム・有期雇用労働法の改正では、「同一労働同一賃金」により、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の解消を目指すこととしている。

こうした内容は、介護保険法に基づく指導監査の対象ではないが、介護分野における同一労働同一賃金の確保をはじめ、実地指導や監査等において明らかな他法令違反が認められた場合は、都道府県労働局等の関係機関へ通報されたい。

② 関係自治体等との連携

地域密着型サービスについては複数の市町村が指定している場合があるほか、居宅介護支援事業所の指定権限の移譲に伴い、サービス提供を行う事業所と給付管理を行う居宅介護支援事業所の指定権者が異なる場合が出てくるなど、複数の自治体が合同で実地指導や監査を行って不正事案等に対応することが、これまで以上に求められる。

また、事業所で不正等が判明した場合には、同一の事業者が運営する他事業所や介護サービス以外の保健福祉サービスにおいて不正等が疑われることもある。

このため、必要に応じて関係自治体や医療、障害者福祉、生活保護等の関係部局と実地指導や監査の実施結果等について情報共有を図るなど、十分な連携を図られたい。

③ 居宅介護支援事業所の指定権限の移譲に伴う市町村等の支援について

平成 30 年 4 月より、居宅介護支援事業所の指定権限が、都道府県から全ての市町村等に移譲された。

各都道府県においては、居宅介護支援事業所が併設されている事業所に対して実地指導を行う際に、併設の居宅介護支援事業所の指定権限を有する市町村等へあらかじめ情報提供するなど、市町村等と更なる連携を図られたい。

加えて、一般市町村等における指導監督業務については、地域密着型通所介護の創設、居宅介護支援事業所の指定権限の移譲などに伴い重要性が増していることから、今年度も一部の一般市町村等を対象に指導監督業務に関する事務

ヒアリングや合同実地指導を実施しているところである。その結果を見ると、適切に指導監督業務を実施している一般市町村等がある一方で、昨年度に引き続き、

- ・ 指導要綱や監査要綱の策定や改正が行われていない
- ・ 集団指導を実施していない

など、基本的な指導監督体制が整っていない状態も見受けられた。

各都道府県においては、こうした状況を踏まえ、管内市町村等に対する事務ヒアリング等を通じて指導監督業務の実施状況を把握し、引き続き必要な助言等をお願いしたい。

④ 老人福祉法に基づく老人福祉施設に対する指導監査について

「老人福祉施設に係る指導監査について（通知）」（老発第 481 号平成 12 年 5 月 12 日厚生省老人保健福祉局長通知）においては、老人福祉法第 18 条の規定に基づく老人福祉施設に対する指導監査の基本的事項を「老人福祉施設指導監査指針」により定めている。

この中で、「一般監査は原則として毎年 1 回は、実地に全対象老人福祉施設に対し行うこととする。」としているが、昨年の「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成 26 年 4 月 30 日地方分権改革推進本部決定）に基づく平成 30 年地方からの提案募集において、社会福祉法人が経営する社会福祉施設への施設監査（一般監査）周期の見直し（以下「措置の内容」参照）の提案が行われている。

（措置の内容）

前年度における施設監査（一般監査）の結果、適正な運営が確保されていると認められた社会福祉施設（老人福祉施設、障害者支援施設等、児童福祉施設、生活保護法による保護施設）への一般監査（実地）の周期について、社会福祉法人への法人監査と同時に実施できるようにするため、現行の原則 2 年に 1 回を、原則 3 年に 1 回に見直すよう求める。なお、運営上、問題のある施設については、翌年度も実地による施設監査を行う。

この提案事項については、平成 30 年 12 月 25 日に地方分権改革に関する「平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針」（以下「閣議決定抜粋」参照）により次のとおり閣議決定されたところである。

(閣議決定抜粋)

(21) 老人福祉法（昭 38 法 133）

(ii) 老人福祉施設に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

現在、介護保険法に基づく実地指導の際に老人福祉施設に対する施設監査を合わせて実施するなど、既に柔軟に運用されている自治体がある状況も勘案し、上記の閣議決定による対応方針について、2019 年度中に監査事務の効率化の案をお示しする予定である。

⑤ その他

- 平成 31 年 2 月 1 日付け「介護保険施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施に関する調査結果及び指導・助言の徹底について」（老健局総務課長・高齢者支援課長・振興課長・老人保健課長連名通知）により、災害に対応できる計画の策定や、避難訓練が速やかに行われるよう通知したところである。

非常災害への対応については、事業所の利用者には自力での避難が困難な方も含まれている場合があることから、集団指導等において、利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備について徹底するようお願いしたい。また、実地指導において、事業所が所在する地域の環境を踏まえた非常災害対策計画の策定や避難訓練が行われているか確認し、必要に応じた助言等をお願いしたい。

- 昨今、セクシャル・マイノリティの人権に関しての報道等が取り上げられることが多くある。人格を尊重する点においては、高齢者虐待はもとより、

「LGBT」(※)といった性的指向・性自認を持つ方に対しても配慮するよう、介護保険施設等の指導に際しては、介護保険法、指定基準の規定を踏まえ、利用者の意思・人格を尊重したサービス提供に努められるよう、指導の徹底をお願いしたい。

※LGBT…レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー

(7) 指導監督等業務の標準化に向けた取組み

○ 指導監督等担当職員等研修の実施について

指導監督業務については、自治体間における指導内容の差異等が指摘されているほか、限られた人的資源の制約の中で効率的・効果的に実施していくことが求められている。

そのため、厚生労働省においては、介護保険における指導監督業務の標準化に向けて、運営基準や介護報酬の解釈に関するQ&Aのホームページによる情報提供、実地指導マニュアルの改訂等の取組みに加え、指導監督に係る専門的な知識の習得等により指導監督業務に携わる担当職員の資質向上を図るための研修を開催してきた。

来年度の研修については、概ね次の内容で検討を進めているが、詳細が決まり次第お知らせすることとしているので、担当職員等の研修機会の確保にご配慮願いたい。

平成31年度 介護保険指導監督等都道府県職員等研修（検討中）

○日 程：平成31年夏～秋頃に開催予定（研修期間は各2～3日間）

1 都道府県・指定都市・中核市向け研修

第1回 都道府県職員 第2回 指定都市・中核市職員

○会 場：東京都内

○対象者：各都道府県（出先機関含む）及び指定都市、中核市において指導監督、業務管理体制の監督業務に従事している職員

2 厚生労働省所管事業者向け研修

○会 場：東京都内

○対象者：介護サービス事業者のうち、厚生労働省が所管する事業者で、法令等遵守を担当する部門の役職員

（法令遵守責任者、又は法令遵守担当部門に従事している業務管理体制の整備を担当する職員）

平成 31 年度 介護保険指導監督等市町村職員研修（検討中）

○日 程：平成 31 年夏頃～秋頃の間開催予定（研修期間は各 2～3 日間）

○会 場：全国 4～6 か所程度を予定

○対象者：一般市町村等において指導監督、業務管理体制の監督業務に従事している職員

2 事業者の業務管理体制に関する監督について

介護保険法においては、法令等遵守の義務の履行を確保し、指定取消事案等の不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図るため、業務管理体制の整備を事業者に義務づけている。

事業者が、質の高いサービスを提供していくためには、とりわけ法人役員、法令遵守責任者及び各事業所の管理者が、自ら法令等遵守の重要性について認識を深め、率先して改善を図っていくことが重要である。

各自治体においては、業務管理体制の整備を義務づけた趣旨を改めて確認いただき、事業者に対する適切な助言等をお願いしたい。

（1）業務管理体制に関する届出事務等の適正な実施について

業務管理体制整備に関する届出は、介護保険事業に新たに参入したとき、届出事項に変更が生じたとき又は届出先の区分に変更が生じたときは、遅滞なく行うこととされている。

当室が行った都道府県等への事務ヒアリングにおいて、

- ・ 届出が未提出となっている事業者に対して届出を指導していない

- ・ 業務管理体制の整備に関する制度や事業者番号の周知が不十分といった自治体が見受けられた。

各自治体においては、新規指定申請時、指定更新時、集団指導、実地指導といった事業者と接する機会を捉えて、制度の周知や届出が未提出となっている事業者に提出を指導するなど、届出受理業務に遺漏のないようお願いしたい。

また、届出を受けている事業者数と業務管理体制データ管理システムでの事業者数に相違がある自治体が見受けられることから、新規参入時の登録及び変更事項については、その都度遅滞なく入力を行い、相違が生じないように確認をお願いしたい。加えて、業務管理体制整備に関する届出が行われていないことは、当然法令違反であることを認識の上、ご指導願いたい。

なお、事業者が関係書類を持参して届け出ている場合において郵送により届け出ることで事業者の事務負担の軽減が期待できる場合には、郵送化を推奨されたい。

(2) 業務管理体制に関する確認検査について

① 一般検査

一般検査は、事業者が整備した業務管理体制について、定期的にその運用実態の報告を求め、当該事業者の規模や組織形態等を勘案した上で有効に機能する仕組みとなっているか確認し、事業者の自主的な改善に向けて助言を行うものである。老人保健健康増進等事業において、各自治体が行う一般検査に際して参考にするチェックリストを作成し、情報提供したところである。

一般検査の実施方法については、事業者の業務管理体制の整備・運用状況を適切に確認できる方法であれば、実地検査に限らず書面によることも差し支えなく、事業所指導に付加した一体的実施や社会福祉法人に対する指導監査と併せて行うことも可能としている。

当室が行った都道府県等への事務ヒアリングにおいて、

- ・ 一般検査を実施していない
- ・ 書面検査で確認された不備について事業者に必要な指導を行っていない
- ・ 書面検査に応じない事業者に対して提出を督促していない

といった自治体が見受けられた。

各自治体においては、計画的に一般検査を実施して事業者に対して必要な改善を促すとともに、検査結果等を活用して集団指導等において業務管理体制の運用の参考となるような情報を提供する等の取組みを検討されたい。

また、書面検査も介護保険法に基づく検査であることから、未提出となっている事業者に対しては督促を行い、督促に応じない場合は実地で検査を行うなどの対応も検討されたい。

② 特別検査

事業所の指定等取消処分相当事案が発生した場合には、当該事業所を運営する事業者に対して特別検査を行うこととしている。実施にあたっては、連座制の適用を判断するための役員等の不正行為への組織的関与の有無の確認にとどまらず、不正行為を未然に防止できなかった業務管理体制の不備についても検証し、必要に応じて改善勧告等を行われたい。

また、特別検査の実施の契機は、指定等取消処分に至った事案に限らず、効力停止処分の事案についても積極的に行い、以後、介護サービスが適切に提供されるよう、業務管理体制の不備について検証し、再発防止策の策定等の改善を求められたい。

なお、役員等の組織的関与が認められた場合には、連座制の適用によって同一サービス類型内の新規指定及び既存の他事業所の指定更新が行われなため、適用を受けた事業所の利用者は別の事業者が運営する事業所に移らなければならないといった不利益が生じることとなる。各自治体においては、こうした事案が生じないよう、様々な機会を通じて法令等を遵守した適正な事業運営の指導を徹底されたい。

(3) 業務管理体制監督権限の権限移譲について

平成 30 年 12 月 25 日に地方分権改革に関する「平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定されたことにより、以下の事務・権限について、国会審議を経て、2021 年度から移譲される予定である。

(都道府県から中核市へ移譲される事務・権限)

全ての事業所等が一の中核市の区域内にある事業者の業務管理体制の届出の受理等

このため、中核市においては必要な体制等の整備を図るとともに、各都道府県においては円滑な事務の引き継ぎ等にご協力願いたい。

(4) 業務管理体制監督権者と指定権者の連携

広域的に事業展開する事業者の場合、事業所の指定権者と業務管理体制の監督権者が異なる場合には、事案に応じて厚生労働省、都道府県及び市町村が密接に連携を図る必要があることから、円滑に指導監督業務を実施できるよう、関係機関の情報共有について十分ご配慮願いたい。

また、指定等取消処分相当事案が発生した場合には、指定権者から監督権者に対して速やかに情報提供を行い、特別検査の実施を要請していただくようお願いしたい。

なお、予防給付（介護予防訪問介護、介護予防通所介護）から総合事業へ移行したことに伴い、業務管理体制の届出先の区分が都道府県から市町村等に変更となる事業者がある場合には、遺漏無く区分変更の届出が行われるよう、各都道府県において該当する事業者に対して注意喚起するとともに、変更後の届出先となる市町村等に対して情報提供いただくようお願いしたい。

3 国と自治体との情報共有及び指導監督体制の整備等について

(1) 事業所に対する処分を行う場合の情報提供等

事業所の指定取消等の処分を行う際には、「介護保険法第 197 条第 2 項に基づく介護保険施設等に対する介護保険法第 5 章の規定により行う行政処分に関する報告等について」（平成 28 年 3 月 30 日付け老指発 0330 第 1 号厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長通知）に基づき、聴聞や弁明の機会の付与の手続を行う前の段階で当室へ必ず情報提供していただくよう引き続きお願いする。これについては、聴聞等の後に報告される事案も見受けられることから、報告時期に留意されたい。

また、一般市町村等が行う地域密着型サービス事業所、総合事業を実施する事業所及び居宅介護支援事業所に対する処分については、都道府県経由で情報提供していただくこととしているので、都道府県においては、遺漏のないよう管内市町村に周知されたい。

加えて、各自治体において特別検査を行った場合についても、速やかに当室あて情

報提供していただくよう、引き続きお願いしたい。

(2) 自治体における指導監督体制の整備

一部の自治体においては、自治体の指導監督体制に比して所管する事業所数が多く、また、急な監査業務等のため、事業所に対する十分な指導が行われていないところもある。各自治体においては、サービスの質の確保・向上を図る観点から、適切な指導監督が実施できるよう、必要な人員の配置や介護保険制度を熟知した担当者の配置、指定都道府県事務受託法人や指定市町村事務受託法人制度の活用の検討など、実施体制の整備について、引き続きお願いしたい。

また、介護サービスの専門的知見を踏まえた事業所のケアの質の向上を図る観点から、必要に応じて実地指導を担当する職員に介護支援専門員等の資格を有する職員等を積極的に活用することも検討願いたい。

(3) その他

平成 31 年度においても、当室において、都道府県、指定都市、中核市のほか、一部の一般市町村に対する事務ヒアリングを実施するとともに、事業者等との意見交換会などを実施する予定であるので、ご了知願いたい。

また、当室が事務ヒアリング対象自治体に対して行った主な助言内容を各都道府県、指定都市、中核市へメールで情報提供している。各都道府県においては、管内市町村等に対して周知するとともに、各自治体においては、同様の不備がないか確認し、不備が確認された場合には速やかに改善を図るようお願いしたい。

なお、各自治体における指導監督の実施状況等について、引き続き報告を依頼することとしているので、ご協力願いたい。